

平成 31 年度三重県広報テレビ番組制作及び放送業務

企画提案コンペに関する質問に対する回答

Q1 「平成 31 年度三重県広報テレビ番組制作及び放送業務に関する仕様書」
3 . 番組内容（10）聴覚障がい者への対応について、
手話通訳者は三重県内で手配する必要があるのか、それとも県外で手配して
もよいのか。

A1 手話通訳については、各地域によって意味や表現方法が異なるため、当該
業務に関する手話通訳を実施する者においては、手話通訳士資格を有する
方で、三重県内の聴覚に障がいのある方が理解できる手話通訳が可能な方
を登用してください。

なお、手話通訳士とは、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明
事業の認定に関する省令（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 96 号）」第
2 条に規定により認定を受けた社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
が手話通訳技能審査・証明事業により付与する手話通訳士の称号を有する
者とします。